

「老守通信」2015年8月号（通年第122号）

あおぞら八重垣園長 伊藤 幸枝 発行

おむつ料金についてのお知らせ

おむつ代につきまして、納入業者との交渉により、8月利用分以降から値下げとなります。以下の金額に変更いたしますので宜しくお願い致します。

種類	7月以前の税抜単価	8月以降の税抜単価	割引率
リハビリパンツ	1,000円	930円	7%
テープ止めおむつ	2,050円	1,930円	5.9%
小パッド	395円	355円	10%
大パッド	890円	840円	5.6%
ハイパー1600パッド	1,480円	1,400円	5.4%

介護給付費の自己負担額及び負担限度額の変更について

先月号にてお伝えしました通り、本年8月から、一定以上所得者の「利用者負担割合の見直し」と「高額介護サービス費の負担限度額の見直し」が実施されます。ご提示いただきました介護負担割合証に2割と記載された入園者様には、8月サービス提供分の介護サービス費（あおぞら八重垣請求書の介護費自己負担分から処遇改善加算までの行の合計金額）より今までの2倍の額を請求させていただくこととなりますので、宜しくお願い致します。また、介護サービス利用者負担が、自己負担の上限額（以下の表に記載）を超えた際、高額介護サービス費としてその超えた額の払戻しを受けることができます。該当の方にはサービス利用月の二ヶ月後に市区町村より申請書が発送されますので申請をお願い致します。

区分	1か月の上限額
現役並み所得に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）※
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）※
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

（表及び注釈は厚生労働省パンフレットより引用）

敬老祭典

9月21日には敬老の日を迎えます。当園では入園者様の寿令をお祝いして、9月26日（本館・新館）・27日（別館）に敬老祭典を挙行政致します。例年に引き続き、式典・アトラクション・作品展示・会食（昼食）を致します。後日ご案内をお送りいたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。宜しくお願い致します。

別館実地指導について

7月30日木曜日に別館にて松江市監査指導課の実地指導が行われました。適切な運営を図るうえで貴重なご意見ご助言を頂きました。今後も職員一同サービスの充実を図ってまいりますので、宜しくお願い致します。